



人信用を偏重いたしました等によりまして、倉庫証券に対する需要が減少いたしておりました。そのために倉庫証券を発行しない倉庫業の存立が可能であつたという点でありますて、そぞして、また今申しましたように、主食のようなものについては倉庫証券を発行する必要がない。またそういうような倉庫で、製粉会社とか、そういうようないところがほかの業と兼業しております。すなほうな場合にその方の仕事が多い。そうして倉庫証券の発行を申請しないというようなものがございまして、そのほかに貿易会社と兼業しておるもの、それから商事会社と兼業しておるもの、というようなのがございまして、現在までに申請をしていないのがかなりござりますので、こういう状態になつておりますが、これは逐次必要になつて参りますれば、証券倉庫であるとの申請があると思います。その場合にはそれに対して発券の許可をしていくようにしたいというふうに考えております。

○井岡委員 今の答弁では少し私はわからないのです。と申しますのは、この資料によりますと、発券をしておる倉庫が大小合せまして四百九十一、発券をしておらないのが六百十一、こういうことになつております。ところが今局長は、この発券をしておらないのは主として食糧の問題からくる倉庫であるからこういうようによつておらないい。それからもう一つの理由は、一部商社につながつた倉庫がこれを発券しておらない、こういうお話をございません。あるいはまた農業協同組合の倉庫等を考えれば、そういうこと

しかしこの中には、かなり小さい倉庫もあるわけで、必ずしもそういうよろこびもありますが、私は私理解しないのですが、同時に、もし第二の商社等の関係からくるといふことがありますと、十五条に、独禁法を排除するという考え方になつておられるようです。こういうことになると勢いこれはいわゆる倉庫証券の円滑なる流通を確保するということにはならないのじやないか、こういうふうに思うのですが、この点もう一度お答えをいただきたい。

○天埜政府委員　ただいまの点でござりますが、非発券業者の中に相当小さなのがおつて、それで発券業者になつてないのじやないか、というふうに思つたのでありますと、これはそういうことではないにしんに、今の点で倉庫証券があまり流通する状態が少かつたということと、それから先ほども申しましたように倉庫証券がなくとも、しばらくの間やつてこれたという点がございましたので、これから倉庫証券の流通をするために相当申請が出てくるもの、こういうふうに考えます。その場合には倉庫証券の流通を確保するよう発券業者の申請に對して許可を与えていきたいというふうに考えております。

○井岡委員　これから出てくるだらうと思ひますということですから、これはそういうふうに思はないと言つてみたところでどうにもならないことです。が、それはいわゆる法を制定するなり、改正する必要が非常に稀薄になつてくると思うのです。ということは、現在中小倉庫はなぜ発券ができないのか、こういう点をやはり考えてみなければなりません。

ることによって、かなり現在の中小倉庫の方々は苦しくなる。こういう点から発券しておらない、こういうように考えておるのでですが、これからおいおいにならへくるだろう、こういうようなお話をですが、もしならなかつた場合、結局問題は大きな倉庫業者がこの倉庫業を営んでいく、こういうことにならへくるだろう。従つてそのためそこからくる中小倉庫に対する圧迫というものが考えられるのですが、もう一度お答えをいただきたいのです。

○天埜政府委員 今点でございますが、中小倉庫といえども必要な申請があれば、これはどんどん発券の許可を与えるようにしておりますし、それからそういうようなものの育成についても、できるだけめんどうを見ることにしております。

○井岡委員 これは今の法律でも発券を申請すれば発券できるようになつておるのですね。ところが新たに法律を改正するというのは、いわゆる倉庫証券の円滑な流通をはかるということが一番大きな目的じゃないか、こういうふうに私は思うのです。ですから当然それは申請をしてくれば今でも許可をしますというふうになつておるのであります。こういうことが今度の法の改正の第一の理由じゃないかと思うのです。この点はどうなんですか。

○天埜政府委員 この点は社会の倉庫証券の必要度といいますか、流通度の必要性に応じて生ずることなんだとございますが、現在も、倉庫証券の発展を必要として申請してくるものについては許可をするのであります。将来、こは見通しでございますが、必要になればいかないと思うのです。これをやることによつて、かなり現在の中小倉庫の方々は苦しくなる。こういう点から発券しておらない、こういうように考えておるのでですが、これからおいおいにならへくるだろう、こういうようなお話をですが、もしならなかつた場合、結局問題は大きな倉庫業者がこの倉庫業を営んでいく、こういうことにならへくるだろう。従つてそのためそこからくる中小倉庫に対する圧迫といいうものが考えられるのですが、もう一度お答えをいただきたいのです。

券をしていきたいというふうに考えております。

○井岡委員 それでは全く私の質問に答えておらないのですね。私は、その流通を円滑に確保するということが目的であれば、当然発券をするようになければならないのではないか、こういうように尋ねておるのです。そこでこれは、やはり証券を発行して、そうしてその荷物の安全を確保するということになると、勢いそちらの方に流れていくわけですね。そうなつてくると、中小企業は自滅してしまうのではないか。ですから流通を確保するといふことが目的であれば、なぜその発券をさすよう努めをしないのか。そのためにはどういう処置が必要なのか、こういうことを質問をしておるのであって、将来発券をするようになつてくるであろうというようなことは、私は改正の理由が非常に稀薄になつてくると思うのです。この点もう一度お伺いいたしたい。

○天埜政府委員 今の点で、発券のことは、これは発券をした方が非常に流通性をよくするという点で、発券の申請があれば許可をするという法の建前になつておりますて、発券を申請するかどうかということにつきましては、行政指導によりまして、発券をするようになつたらどうかというふうに勧めていきたいと思います。

○井岡委員 現実の問題として、当然第一条の目的に沿つためには行政指導をやらなければいけないと思うのですが、そうしないで、発券をしなくても十分いけるのだということになれば、局長はこれは戦後の特異的な形態だ

こういうふうに申されておりますが、これで十分やっていいわけなんですかから、あえて発券をするようなことはしない。むしろ非発券業者の方がだんだんふえてくるのではないか。こういう立場で行政指導をしなければいけない。この点は私はそのように理解をします。ただ問題は、それをやる場合どういうふうにしてやるかということが、かなり大きな問題になってくると思うのです。特にこれは中小企業が非常に発券をしておらないような傾向を示しておりますから、そういう中小企業の業者に対するどうするかということが具体的にわからないと、なかなかこの問題は了解ができない問題ですから、具体的に一つ御説明をいただきたい。

ではそれは違う、こういうふうに言わられるのですか。

○天塩政府委員 いや、違うのではありません。百万円以上五百万円未満というような資本のものに対しても百八十一件というように、相当な数がありますということでありまして、そのほかにも非発券がかなり数がござります。

○井岡委員 私が聞いておるのはそれが問題なんですね。この資料に基きますと、非発券業者の方が多いわけなんですね。ところが法第一条はこういうよういううたつておるのです。「この法律は、倉庫業の適正な運営及び倉庫証券の円滑な流通を確保することを目的とする。」となつておる。こういうようにうたわれておる以上は、発券業者がふえてこなければいけない。ふえるようにならなければならぬ。もつと厳密な意味に言うと、全部発券業者によることが目的でなければならぬと思う。ところがこれではそういうことにならぬ。ですから、このなつておらない理由はどこにあるかということと、将来これを発券業者にするように行政指導をすると言われるのだが、それはどういう方法でやられるのか。現在のままでやるならば、このままで倉庫業はいわゆる設備さえ完備してい

ます。二点を具体的に説明してもらいたい

○天塩政府委員 御説の点、要旨を聞

違えておりましたが、倉庫証券の発券をするとの要請がふえてくる見込み

でございますので、この点についていたしたいと思います。

非発券の業者に、これは発券倉庫になります。百貨店のなんだから、申請をしてす

るようによります。昭和二十八年度から二十九年には件数で三十九件、一億二千四百万円、昭和二十九年度には百三件あります。昭和二十八年度から二十九年には九十二件ございまして、二億八千六百三十五万円、三十年度には九十二件ございまして、三億三千九十五万円、こういうふうに融資のあつせんをしていきたい

といふに融資のあつせんをしていきたい

いたしたいと思います。

○天塩政府委員 今の金融の面もそ

うように分けて、輸送と一体化して倉

庫業というものを今後育成していくな

どかの問題も大きく響いて参ります。

○井岡委員 現在の固定資産税の問題

からくるいろいろな問題があるという

ことなんですが、そなると、それを

どういうようにやるかということにつ

いて、思いつきでなくして、今お考えに

なっておるところをお話いただきたい

と思います。

○天塩政府委員 現在減点率というこ

とによりまして、一部分——一部分と

いいますか、利用率の少いものにつ

てこれを減税してくれるようにつ

いて、固定資産税が根本的に減免に

なるようについことを努力したいと

思っています。

○井岡委員 局長は固定資産税の減免

のことを考慮したい、こういうように

申されておるわけですが、幸いに次官

もお見えになつておられることがあります

から、この点は局長の言わるよう理解しておませんが、この問題を明確にしてやらないといふに言つておるのです。それではこの第一條の目的と違つてくるのではないか。ですから、この点の関連がどうなつておるかといふこと、この二点を具体的に説明してもらいたい

どもこの問題を、従来の商工省から運輸省に、港湾の倉庫、奥地倉庫とい

うように分けて、輸送と一体化して倉

庫業というものを今後育成していくな

どかの問題も大きく響いて参ります。

○井岡委員 それで、その際に

がおくれたと思いますが、戦後のあ

れ以来約十三年の間、当省で育成して

参りましたが、私は少しの法律改正

がおくれたと思いますが、戦後のあ

とが建前でなければなりませんが、一方倉庫証券の流通の面と荷主の保護並

び有価証券の適正な流通の面からい

たしますと、信用度が高いということ

が必要であります。小さい倉庫業者

の倉庫の実態については、ときには雨漏りもしくは風害、いろいろな盗難等

の若干の弊害もないわけではありません

。従つてそれについては営業停止

行為とかいろいろな処分行為も行われておりますので、できるだけ一定の基準まで倉庫業というものを高めていか

なければいかぬということで、さいせん天塩局長からお話をような中小企業

金融公庫、中小企業協同組合法による

助成等、金融措置は逐次円滑化して

参りまして、昨年度までですに七億数

千万円の金融措置も講じてやつており

ますし、一方前国会におきまして、皆

がやや嚴格であったと存じます。しか

く最近におきましては経済界も逐次安

定して参りましたので、御指摘のよう

に、理想はお話を通りであつて、いや

すればならない」ということで、倉庫証

券許可の条件について明らかにしてお

りますが、そういう点についての基準

するときは、次の基準によつてしなけ

ればならない」ということで、倉庫証

券許可の条件について明らかにしてお

ります。

○伊能政府委員 さいせん天塩局長

のお尋ねは大へんごともござい

ます。まして、当初法案改正に際して、一部

の、主としてお説のように中小倉庫業

者からの反対だったところを改めてお

りましたので、この点は私、御指摘のよう

に、今後そういう方向で進むといふこと

を明確にお約束と申しますが、言明

をいたしたいと存する次第であります。

○井岡委員 そこでもしそういうよう

にやつていかれるということであるな

らば、これはまだもつとほかにあります

が、そういう面の反対があつたことも

事実でございます。過去において私

いっても、中小の金融公庫等でこればかりに使うわけにはいきません。そういうことになつてくると、かなり政府がごあつせん等をおやりになつても、二年以内にこれを改めてしまうということにはなかなかなりにくいのではないか、こう思うのです。そうしますと、実際問題として現在の小さいのはつぶれていくという恰好になりはしないか、こう思うのですが、この点はどうですか。

○天皇政府委員

○天塩政府委員 現在やへております

です。そうした場合ここでは、できだけそういう実情に即してやりますと言われても、現地で指導される係官そこまで現実には幅がないと思うのです。またそういう幅があったのでは基準というものは設けなくたっていいことになるわけで、局長のせっかく御答弁ではございますが、私はそのうに受け取れないのです。ですからし局長のお話しになるようなことでありますならば、その点をもつと明らかにしなければいけないと思うのですが、この点はどうですか。

と、では、いのよもあかすの上に、はるかに積載荷重はこれら貨物の重量に耐え得る程度をもつて足りる。それから一般雑貨の場合には、建築基準法による防火構造以上の構造を有するほか、適当な換気装置及びネズミ返しを有する。それからばらセメント、ばら敷類のような場合には、その収容量に応じ適当な強度の側壁及び床を有する。それから塩、肥料、鋼材、鉱物、土石等を保管する場合には、これは盜難防止上有効な設備さえ持つていればよ。それから危険品などを保管する場合こ

ころが発券していない、どういうところが発券しているのかということを要する者の名前を明確にしていただければ、この問題はさらにも明確になってくる。同時にそのことによって今言われた算準と照らし合せて、果して二年でいいのか、三年にしなければいけないのか、こういうこともわかつてこようと思ふのですが、この次にそれを出していただきたいと思うのです。

○天埜政府委員 数が多いので、ちょっと時間がかかるかと思いますが、会車の名前、会社の名前の方面で

として大臣がこれでいいのか悪いのかということになると、今までのいわゆる慣例からいうことになるとと思うのです。現在倉庫業それ 자체についてかなりダンピングをやっておるという点からどの程度が適正であるかどうかについては、そう簡単にききらないのではないか、こう思うのです。が、この点はどういうふうにしておきめになるのか。この点を一つお伺いをいたしたいと思います。

○天理政府委員 これは届出を受けて審査でない場合に大臣がやるといふことはない

かのゆかまとさきすをきくこゝれ

貴重な意見をお伺いする機会でございまして、ですが、これは今次官からお話をあります。したような風呂があつたり、雨漏りなど、いろいろなものございますが、それほど高い基準にまで一度に持つて、ということではないのでございまして、たとえばこの中でいいますなら

○天竺政府委員 今の点につきまして、種類、構造、設備については省略して、主として、運搬についてござりますが、大体の考え方を申しますと、こういうふうに考えております。構造及び設備に関する基準を一般的基準としましては、倉庫の主要

いふるから危険品を保管する場合は、こういう薬品類で危険のある場合には建築基準法による適当な構造及び設備を有するほか、危険物の取締りに関する都道府県条例の規定に適合すること。以下こういうような状態でござります。

○井岡委員 ですから全部は出せなければ、大体どういうところだといふことはわかると思うのです。あなたの方で数字を書いておられるところを見れば、ちゃんとトータルだけ出でておるの

○白井製薬販代理 濱野清吾君から聞  
き、このたまごの販賣は、日本全国とし  
て、まだ、この種の販賣が、始まつてお  
らず、これが、このたまごの販賣を、行  
なつておられる、御心遣いに、感謝いた  
ります。それで、このたまごの販賣を、  
お手伝ひして、販賣を、行なつておられ  
る、御心遣いに、感謝いたります。  
○白井製薬販代理 濱野清吾君から聞  
き、このたまごの販賣は、日本全国とし  
て、まだ、この種の販賣が、始まつてお  
らず、これが、このたまごの販賣を、行  
なつておられる、御心遣いに、感謝いた  
ります。それで、このたまごの販賣を、  
お手伝ひして、販賣を、行なつておられ  
る、御心遣いに、感謝いたります。

周易小解

ば、建築基準法でいう防火構造以上のものにすれば、倉庫業としまして足りるのではないか。ですから木骨板張りというようなのに対して、これは木骨であっても鉄鋼モルタル塗りにすると、いうようなわざかな改造でいい。ま構造部は建築基準法所定の構造耐力上有するほか、建物の軸部及びが側壁等の横圧に耐え得る強度を有し、かくして床は保管貨物の量に応ずる荷重耐力上有する、つまりこわれものを入れて、こわれないようにする。それから必要

また位置に関する基準としましては、危険品を保管する場合は、爆発等による被害を他に与えないよう周辺建築物から適当の距離を隔てた場所に位置する。塩、たばこ、用紙等を保管する場合は低湿地を避ける。その他の

○天竺政府委員 全国になると数が非  
常に多うございますので、どことか一  
地区分だけでも……

○天埜政府委員 ちょっと現実に沿うた質問をいたしましたが、ただいま局長は百万以上、五百万以内の発券者が百八十一ある、こういうお話をしたが、資本金は小さくとも発券者たり得る、連質問があります。

古文少子

た中に入れます品種に応じましては必ずしもそうしても、たとえば鉱石などか塩だとかいうものについては、現在のままでいいのではないかといふうにも考えますので、二年間の期間内に現在行なつてあるものが脱落すに応じて適当な防火及び消火上の構造及び設備を有する。それから必要に応じて適當な盜難防止上の構造及び設備を有する。それから高潮による浸水のおそれのある場所に位置する倉庫は適当な防潮設備を有する。

道心の備回〇井岡委員 今たくさん言つていただき

物品を保管する場合には、危険物の保管場所その他これに類する危険の場所に位置しない。こういうような無理のないところで規定をしたいというふうに考えております。

○井岡委員 それでは東京と大阪と福岡、これくらい出していただけばいい。大体わかるでしょう。——大体へんなことのようですから、中小倉庫はどのくらい、大体固まつておるところはあなたの方にはどの県だということが

こういうお言葉だと了承するのです。それをそのまま受け取りますと、あなたがただいま同僚にお答えしました建築構造などを勘査すると、百万や二百万、五百万では建造物があなたの希望するようにできないのですが、

三才圖會

うふうに考えております。  
○井岡委員 局長のお話ではいわゆる  
品種とかそういう点で考慮している、  
こういうふうに言われておりますが、  
しかし法律は十一条、十二条に一定の  
基準を立てるわけなんですね。これは  
省令でお定めになるのだろうと思うの  
と、一般穀類を保管する場合には、建築基準法による防火構造以上の構造を有するほか、防風、防虫設備及び適当な換気装置を備え、かつ燃焼可能な構造及び設備を有する。それから乾蔵等を保管する場合には建築基準法による防火構造以上の構造を有するほか、適

三 昼 僕 と 連 絡 する  
いたので、これはあとで議事録を見ればわかるわけですが、一応今申されたことをできたらプリントして資料にしていただきたいと思います。

○天塩政府委員 承知いたしました。  
○井岡委員 それからついでございまます、券業者と非券業者の数字はわかつているのですか。どういうと

おわかりだと思うのです。それからまことに中ほどはどこだ、大きいのはどこだ、こういうようにすれば大体のなにが出来ると思いますから、それで出していただきたいと思います。

この点はどう始末したらいいので  
すか。

○天益政府委員 今の中造物の規定の  
件でございますが、これは防火構造以  
上と申しましてもそんなにむずかしい  
規定ではございませんで、現在木骨で  
板張りになっているようなところは困  
りますので、木骨鉄網モルタル塗りで

10.000-15.000 €

すか、その程度にいたします。これは面坪当り約二千円かかる予定なのでござります。

○濱野委員 倉庫は多くは交通がまことに便利であって、しかも都市地帯に建設されていることは御承知の通りであります。かりにお説のように坪当り一千円くらいの建設費だとして、できうことになつておりますが、あなたの御説明では東京や大阪でもできるという前提のもとに立つておられますか。

○天埜政府委員 ただいま申しましたのは、防火建築に改造するのに木骨鉄網モルタル塗りの方法を用いる、こういうことなのであります。それに二千円かければ防火建築以上という規格にはまるところになるということを申し上げたので、新しく作る場合はまた別なのであります。

○濱野委員 そこでほのかにあなたの方のお気持がうかがわれるのです。が、今までの木造で免許したものを使つておられる方に対する免許を受ける諸君に対しては、そういうことはおわかりでしょ。——その場合には防火建築以上ものでないと困るということでおわかりになります。

○天埜政府委員 その通りでござりますが。——その場合には防火建築以上ものでないと困るということでおわりになります。

上のものであつて、そうしてしかも少くとも中小企業を圧迫しない。——証券を発行するということは、ものの流通を円滑にし、正確にするということはねらいであります。そういう見地から見れば資本の大小は問わない。ただ荷主を保護しなければならぬということは当然なのです。荷主の品物を保護する見地からいえば、資本金が大きいから保護できるというのではないでしょ。資本金が少いから保護できないといふものではないでしょ。そういう意味で確かに百万以内の資本金の方々に対しましても、すでに百八十一件という免許を与えておるという説明だと思います。しかるに実際の行政措置は

○天埜政府委員 これは私のやつております関係では、坪数というの参考坪数によって必ずしも制限をしておるわけではないであります。

○濱野委員 それは現実と違うのです。私は現に倉庫を持つておるのであります。食糧倉庫です。これは虫も入らない、ばい菌もたからない、りつばな食糧倉庫を持つておるのであります。ところが七百坪でなければいかぬということになつておる。私のところにはあなたの方の後輩がたくさんいるのです。運輸省出身の諸君がいる、あなたの仲間がいります。あなたの仲間にお願いに行くと、これが重大なる一つの要件になつておる。われわれから言わせると、証券発行はできないという行政措置を今おやりになつておるのでですが、あなたの委員会におけるお話とは大へんな違いがある。そうしますと、実際の行政面であなたの方の部下に人民側は虐待されてしまうのです。どうなんですか。

○天埜政府委員 もしそういうことでございましたら、それは非常な誤まりでござりますから、よく気をつけてそなつておるのです。どうなんですか。

○天埜政府委員 坪数につきましては、資力、信用を考えるときの一つの点であります。必ずしも坪数だけに影響を及ぼすことがあります。——その場合におおつしやつておられるのは、心にもないことを局長さんおおつしやつておられることがあります。

○天埜政府委員 全く御趣旨の通りになつておるものというふうに私は考へおりましたが、その点が行われてないようありますから、さそく通牒を出していくだけますか、どうですか。

○天埜政府委員 非常にありがたいお言葉を初めて聞いたわけでございますが、どうも今までの行政措置はそういうことで権利をじゅうりんされておつたわけです。これは今から損害賠償をあなた方に訴えても仕方がありませんが、伊能次官は、ただいま局長のお言葉についてどういうお考えを持っているか、一つあなたの次官としてのお言葉をちようだいいたしたいと思います。

○伊能政府委員 私も從来倉庫につきましては、いろいろと濱野先生御指摘のような面が全然なくはなかつたよう

な感じもいたします。最近においても

私は、指導の面もござりますので、相

当整備されたものが多いと思ひます

が、それらが七百坪あるいは五百坪に足らないといふことだけで倉庫証券の発券ができるといふことは、荷主側にとりましても荷物の円滑な流通を非常に阻害いたしますし、また業界自体としても営業の適正な運営の上に支障を生ずると思ひますので、今天埜港湾局長が御答弁申し上げましたような趣旨で、さそく通牒を出すことにいた

○濱野委員 どうぞ行政措置を誤まらないよう、そうして誤った行政措置は、今後再び誤まりを重ねないよう伊能政務次官からすみやかに通牒をお出し下さるようお願ひいたし

ます。

もう一つお伺いしておきます。局長

は、融資のあつせんなどについては、

中小企業公庫等より相当金が行っています。

少くとも七億数千万の金が出てい

る、こうおっしゃるのであります。

この融資を申請したメンバーがどの会

社で、その創立の時期はいつで、資本

金は幾らであるか、そうして何年何月

にこの融資あつせんをだされたか、

この点の資料をお出し願いたい。と申

しますのは、実は議会では、融資の

あつせんを運輸省はやつてくれたか、

おっしゃっております。しかしそれは

海運業者の大きいのや、あるいは日通

のようなら陸運業者には、頗る少なくとも

いろいろあつせんをやつているかもし

れませんが、中小企業者には実際は

やつてくれていない。陸運局あたりへさ

んざん泣きつきまして、これは金のこ

とですから、なかなか右から左にいか

ないのです。しかるにただいま局長さ

んのおっしゃるところによると、何年

度に一億余万円、何年度に二億余万円、何年度に三億何千万円というような計画があり、また実績があるよう御説明であります。が、こういう人たちが一體どういう人たちであったか、どういう会社であったか、こういうことを私も検討してみたいと思いますので、

すみやかにこの資料を御提出願いたい。私の質問はこれで終ります。

○白井委員長代理 それでは濱野清吾君の要求の資料の御提出をお願いいた

します。

○井岡委員 実は濱野さんから詳しく述べたことがあります。

御質問なさったわけですが、問題は、

に、伊能政務次官からすみやかに改

置をお出し下さるようお願ひいたし

ます。

もう一つお伺いしておきます。局長

は、融資のあつせんなどについては、

中小企業公庫等より相当金が行っています。

少くとも七億数千万の金が出てい

る、こうおっしゃるのであります。

この融資を申請したメンバーがどの会

社で、その創立の時期はいつで、資本

金は幾らであるか、そうして何年何月

にこの融資あつせんをだされたか、

この点の資料をお出し願いたい。と申

しますのは、実は議会では、融資の

あつせんを運輸省はやつてくれたか、

おっしゃっております。しかしそれは

海運業者の大きいのや、あるいは日通

のようなら陸運業者には、頗る少なくとも

いろいろあつせんをやつしているかもし

れませんが、中小企業者には実際は

やつてくれていない。陸運局あたりへさ

んざん泣きつきまして、これは金のこ

とですから、なかなか右から左にいか

ないのです。しかるにただいま局長さ

んのおっしゃるところによると、何年

度に一億余万円、何年度に二億余万円、何年度に三億何千万円というような計画があり、また実績があるよう御説明であります。が、こういう人たちが一體どういう人たちであったか、どういう会社であったか、こういうことを私も

も検討してみたいと思いますので、

すみやかにこの資料を御提出願いたい。私の質問はこれで終ります。

○白井委員長代理 それでは濱野清吾君の要求の資料の御提出をお願いいた

します。

○井岡委員 私の質問を進めていくと結局同じことになるのです。濱野さんも言われたよ

うに、局長は中小企業を非常に大事に

お出し下さるよう願ひいたし

ます。

もう一つお伺いしておきます。局長

は、融資のあつせんなどについては、

中小企業公庫等より相当金が行っています。

少くとも七億数千万の金が出てい

る、こうおっしゃるのであります。

この融資を申請したメンバーがどの会

社で、その創立の時期はいつで、資本

金は幾らであるか、そうして何年何月

にこの融資あつせんをだされたか、

この点の資料をお出し願いたい。と申

しますのは、実は議会では、融資の

あつせんを運輸省はやつてくれたか、

おっしゃております。しかしそれは

海運業者の大きいのや、あるいは日通

のようなら陸運業者には、頗る少なくとも

いろいろあつせんをやつしているかもし

れませんが、中小企業者には実際は

やつてくれていない。陸運局あたりへさ

んざん泣きつきまして、これは金のこ

とですから、なかなか右から左にいか

ないのです。しかるにただいま局長さ

んのおっしゃるところによると、何年

度に一億余万円、何年度に二億余万円、何年度に三億何千万円というような計画があり、また実績があるよう御説明であります。が、こういう人たちが一體どういう人たちであったか、どういう会社であったか、こういうことを私も

も検討してみたいと思いますので、

すみやかにこの資料を御提出願いたい。私の質問はこれで終ります。

○白井委員長代理 それでは濱野清吾君の要求の資料の御提出をお願いいた

します。

○井岡委員 私の申し上げてあるの

は、問題は結局第一条の問題と、中小

企業をどういうふうに育成するかとい

うことですが、一番大きな問題になると思

うのです。ですからこの問題は、資料

を出していただきて、後ほどもう少し

お伺いをいたしたいと思います。

○關谷委員 私の質問を進めていくと結局同じことになります。

この点だけ一つお尋ねしておきたい

と思いますが、中央市場なんかに倉庫

があるわけですが、こういう倉庫につ

いてどういう考え方を持つておられるの

か、この点を一つお伺いいたします。

○天埜政府委員 中央市場の状況を私

が、もしそうでなしに自家用として

つまびらかでありませんけれども、そ

こでやはり倉庫を持ちまして一般に営

業用にすれば、今までありますれば

やはり倉庫業として届けましてやつて

いるはずでございますが、中央市場の

関係のものはよく考えておりません

が、もしそうでなしに自家用として

やつておれば、倉庫業法に関係ないと

思います。

○井岡委員 もう一つ農業協同組合の

倉庫について火災保険を免除する、

こういうようになっていいかどうか、

この点を明らかにしていただきたい。

○天埜政府委員 農業倉庫につきまし

ては、こっちの所管外になつております。

思ひます。

○井岡委員 もう一つ農業協同組合の

倉庫について火災保険を免除する、

こういうようになっていいかどうか、

この点を明らかにしていただきたい。

○天埜政府委員 農業倉庫につきまし

ては、こっちの所管外になつております。

思ひます。

○井岡委員 私の申し上げてあるの

は、いうふうには考えております。

○關谷委員 なるべくすみやかに改正

をいただきたい、こういうふうに思

うのですが、一番大きな問題になると思

うのです。ですからこの問題は、資料

を出していただきて、後ほどもう少し

お伺いをいたしたいと思います。

○關谷委員 私の質問を読みま

すと、どうも不備なところ、不満など

調べにならない。ですからもう少し

とができると思うのです。

この点だけ一つお尋ねしておきたい

と思いますが、中央市場なんかに倉庫

があるわけですが、こういう倉庫につ

いてどういう考え方を持つておられるの

か、この点を一つお伺いいたします。

○天埜政府委員 中央市場の状況を私

が、もしそうでなしに自家用として

つまびらかでありますけれども、そ

こでやはり倉庫を持ちまして一般に営

業用にすれば、今までありますれば

やはり倉庫業として届けましてやつて

いるはずでございますが、中央市場の

関係のものはよく考えておりません

が、もしそうでなしに自家用として

やつておれば、倉庫業法に関係ないと

思います。

○井岡委員 私の申し上げてあるの

は、いうふうには考えております。

○關谷委員 なるべくすみやかに改正

をいただきたい、こういうふうに思

うのですが、一番大きな問題になると思

うのです。ですからこの問題は、資料

を出していただきて、後ほどもう少し

お伺いをいたしたいと思います。

○井岡委員 私の申し上げてあるの

は、いうふうには考えております。

○關谷委員 私の質問を読みま

すと、どうも不備なところ、不満など

調べにならない。ですからもう少し

とができると思うのです。

この点だけ一つお尋ねしておきたい

と思いますが、中央市場なんかに倉庫

があるわけですが、こういう倉庫につ

いてどういう考え方を持つておられるの

か、この点を一つお伺いいたします。

○天埜政府委員 中央市場の状況を私

が、もしそうでなしに自家用として

つまびらかでありますけれども、そ

こでやはり倉庫を持ちまして一般に営

業用にすれば、今までありますれば

やはり倉庫業として届けましてやつて

いるはずでございますが、中央市場の

関係のものはよく考えておりません

が、もしそうでなしに自家用として

やつておれば、倉庫業法に関係ないと

思います。

○井岡委員 私の申し上げてあるの

は、いうふうには考えております。

○關谷委員 なるべくすみやかに改正

をいただきたい、こういうふうに思

うのですが、一番大きな問題になると思

うのです。ですからこの問題は、資料

を出していただきて、後ほどもう少し

お伺いをいたしたいと思います。

○井岡委員 私の申し上げてあるの

は、いうふうには考えております。

○關谷委員 なるべくすみやかに改正

をいただきたい、こういうふうに思

うのですが、一番大きな問題になると思

うのです。ですからこの問題は、資料

を出していただきて、後ほどもう少し

お伺いをいたしたいと思います。

○井岡委員 私の申し上げてあるの

は、いうふうには考えております。

○關谷委員 なるべくすみやかに改正

をいただきたい、こういうふうに思

うのですが、一番大きな問題になると思

うのです。ですからこの問題は、資料

を出していただきて、後ほどもう少し

お伺いをいたしたいと思います。

○井岡委員 私の申し上げてあるの

は、いうふうには考えております。

○關谷委員 なるべくすみやかに改正

をいただきたい、こういうふうに思

うのですが、一番大きな問題になると思

うのです。ですからこの問題は、資料

を出していただきて、後ほどもう少し

お伺いをいたしたいと思います。

○井岡委員 私の申し上げてあるの

は、いうふうには考えております。

○關谷委員 なるべくすみやかに改正

をいただきたい、こういうふうに思

うのですが、一番大きな問題になると思

うのです。ですからこの問題は、資料

を出していただきて、後ほどもう少し

お伺いをいたしたいと思います。

○井岡委員 私の申し上げてあるの

は、いうふうには考えております。

○關谷委員 なるべくすみやかに改正

をいただきたい、こういうふうに思

うのですが、一番大きな問題になると思

うのです。ですからこの問題は、資料

を出していただきて、後ほどもう少し

お伺いをいたしたいと思います。

○井岡委員 私の申し上げてあるの

は、いうふうには考えております。

○關谷委員 なるべくすみやかに改正

をいただきたい、こういうふうに思

うのですが、一番大きな問題になると思

うのです。ですからこの問題は、資料

&lt;p

ますか、ほんとうにそういうふうな事

柄に適合するように、法律というものは定められなければならないのが本来でありますのに、法の体系から実態を無視するような法律ができるということはまことに遺憾でありますて、そういうふうなことはあり得ないことだ、これをもう少し研究をいたしましたならば、私は実態に即応した法律ができるであろう、こういうふうに考えますので、すみやかにそういうふうな実態に即したような法律ができますように、御研究を願いたいということだけを申し上げて、私の質問を打ち切ります。

○田井委員長代理 他に御質疑はありませんか。

なければ暫時休憩いたします。  
午前十一時四十八分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和三十一年四月十二日印刷

昭和三十一年四月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局